

「特許・実用新案審査基準」改訂案に対する  
意見募集の結果について

令和 4 年 3 月 23 日  
特 許 庁  
調 整 課  
審 査 基 準 室

「特許・実用新案審査基準」改訂案について、パブリックコメント手続を実施し、21 件の御意見が寄せられました。

寄せられた御意見の概要及び御意見に対する回答についてまとめましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、寄せられた御意見を参考に、「特許・実用新案審査基準」を改訂することといたしましたので、併せてお知らせいたします。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

記

1. 意見募集の実施方法
  - (1) 意見募集期間  
令和 4 年 2 月 10 日（木）～令和 4 年 3 月 11 日（金）
  - (2) 意見募集の掲載媒体  
特許庁ホームページ、電子政府の総合窓口（e-Gov）
  - (3) 意見提出方法  
電子メール、郵送、電子政府の総合窓口（e-Gov）
2. 寄せられた御意見の総数  
21 件（団体 1 件、個人 20 件）
3. 寄せられた御意見の概要とその御意見に対する考え方について  
「特許・実用新案審査基準」改訂案に対する御意見の概要とその御意見に対する考え方
4. 意見募集開始時の審査基準改訂案から変更した点について  
意見募集開始時の審査基準改訂案から変更した点
5. 審査基準の改訂について  
「マルチマルチクレーム制限に関する審査基準」の改訂について

＜この記事に関する問い合わせ先＞

特許庁調整課審査基準室

電話：03-3581-1101 内線 3112

FAX：03-3597-7755

E-mail：PA2A10@jpo.go.jp